

第6期嬉野市農業委員会
第14回定例総会議事録

令和4年 9月2日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第14回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	久間堂徳 農機具小屋	R4. 9. 2	報告
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間八幡竈	R4. 9. 2	承認
	2	久間八幡竈 外1筆	R4. 9. 2	承認
	3	不動山 牛ノ岳 外11筆	R4. 9. 2	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定(中間管理機構)		
	塩田1	久間藤原 外1筆 使用貸借権	R4. 9. 2	承認
	嬉1~2	岩屋川内 庵ノ山 外2筆 賃借権・使用貸借権	R4. 9. 2	承認
	市1	久間 明神竈 外2筆 使用貸借権	R4. 9. 2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間 八幡竈 外6筆 売買	R4. 9. 2	許可
	2	不動山 牛ノ岳 外16筆 売買	R4. 9. 2	許可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下野三本松 太陽光発電設備設置	R4. 9. 2	許可
	2	下野三本松 外11筆 太陽光発電設備設置	R4. 9. 2	許可
	3	下宿三本松 一般住宅	R4. 9. 2	許可
	4	下宿三本松 協同住宅	R4. 9. 2	許可
	5	谷所一本杉 資材置場	R4. 9. 2	許可
議案第5号		非農地証明願について		
	1	下野一本杉四 車庫	R4. 9. 2	決定

	2	下宿柿ノ木田 駐車場	R4. 9. 2	決 定
	3	吉田原 外3筆 植林	R4. 9. 2	決 定

第6期嬉野市農業委員会 第14回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4年 9月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 大集会室
- 3 開会日時 開会 9月2日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 9月2日 午後2時27分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	宮崎 政則	○	議事録署名
1	松元 正行	○		8	梶原 文雄	○	議事録署名
2	西田 昭義	○	憲章朗読	9	永尾 文治	○	
3	山口智佐代	○		10	團 達美	○	
4	峰 正己	○	事前審査班長	11	坂本 健二	○	
5	中島文二郎	○		12			
6	前田 安一	○					

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
井上 章	○	局長	持田 晋作	×	主査
永田 良子	○	主査			

農業委員会以外の出席者：農業政策課 副課長 小原 和子

6 報 告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について・・・・・・・・ 1件

7 議 案

議案第1号 農用地利用集積計画の解約について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について・・・・・・・・ 2件

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について・・・・・・・・ 5件

議案第5号 非農地証明願について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件

8 その他

利用権設定について嬉野町の分 整理番号 1 番から 2 番についてです。

貸し手人は 下岩屋 2 区の ○○ ○○ 様

借り手人は 下岩屋 1 区の ○○ ○○ 様 外 1 名様です。

所在地は、大字岩屋川内 ^{あんのやま} 庵ノ山 ○○○○番 外 2 筆、

地目はすべて畑で、面積は 2,902 m²、です。

利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は 5 年で再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分 整理番号 1 番から 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号 1 番から 2 番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分整理番号 1 番から 2 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表 3 ページ、利用権設定 嬉野市の分です。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 3 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番についてです。

貸し手人は 北志田の ○○ ○○ 様、

借り手人は 農事組合法人 ○○ ○○ 様

です。

所在地は、大字久間 明神籠 ○○○○番 外 2 筆、

地目はすべて田、面積は 5,172 m²です。

利用権は使用貸借権で、期間は 5 年で再設定です。

公益社団法人 佐賀県農業公社 ○○ ○○様が、転貸人であります。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

農業公社が入っているのに、使用貸借とは

は荒れていますけど、冬場は綺麗にしとったとですけど、こういう状態です。
太陽光を付ける時はびしゃってしんさって思うですけど。
別に問題は無いと思います。よろしくお願いします。

議 長
班 長

事前審査の結果について、峰委員、班長として報告をお願いします。
今、團委員が言われた通りですね、周りはまだ太陽光だらけになっていますので問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。
議案書14ページ、別紙③をご覧ください。
譲渡人は 下野の ○○ ○○ 様 外6名、
譲受人は 下野の ○○ ○○ 様 です。
所在地は、大字下野 三本松 ○○○○番 外11筆、地目は畑、
面積は5,642㎡です。
農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。
事由は、申請地は耕作者が高齢となり、後継者も見つからず、荒廃地となっている。土地の有効活用及び適切な土地管理のため、太陽光発電設備設置として転用したい ということです。
東・西・北は畑・雑種地、南は畑 です。
売買価格は、反当たり303,084円、全体で1,710,000円です。
図面は17ページから18ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
今さっきの○○○○さんの知っとる人ですもんね。不動産が工事ははめるとい感じですよ。周りも太陽光があるですもんね。別に問題は無いと思います。ただ、ため池を早めを作っていただいたので始末書がついています。別に問題は無いと思いますので宜しくお願いします。

議 長
班 長

峰委員、班長としての報告をお願いします。
團委員の言う通りですね。水の関係はあるんですけど、ここが一番頂上になっけんですね、降った分が下に流れてくるかもしれませんが、特に問題は無いと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員
地域担当・班長

もともと茶畑ですか
はい。ここの調整池の下の方に〇〇さんの自宅があつてですね。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 下宿の 〇〇 〇〇 様、

借受人は 今寺の 〇〇 〇〇 様 です。

所在地は、大字 下宿 三本松 〇〇〇〇番、地目は畑、

面積は 245 m²です。

農地区分は第3種農地（第一種住居地域）、用途目的は一般住宅です。

事由は、現在アパート住まいですが、今回親世帯の隣に住居を新築するため転用したい ということです。

東は宅地、西は畑、南は道路、北は畑 です。

親子間の使用貸借です

図面は19から20ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

下宿の住宅街ですけど、横に息子さんが帰ってくると言うことで、家を建てたいと言うことで、下水排水は別に問題ないですので、よろしく願いいたします。

議 長

峰 委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

ここはもともとが家を作るための農地が畑面になっているだけだと思いますので、別に問題は無いと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

譲渡人は 神埼市の ○○ ○○ 様、

譲受人は 大町町の ○○ ○○ 様

所在地は、大字下宿 三本松 ○○○○番 地目は畑、

面積は 477 m²。

農地区分は第1種農地、用途目的は共同住宅です。

事由は、譲受人は不動産を営んでいますが、嬉野医療センターの職員から、職場近隣の嬉野町に住みたいとの要望があり、また新幹線開業に伴い、嬉野町内にアパート入居希望者が増加すると見込み、申請地に共同住宅を建築するため転用したい ということです。

東は道路、西は住宅・畑、南は田（宅地）、北は水路・道路 です。

売買価格は、反当たり 6,289,308 円、年間で 3,000,000 円です。

図面は 21 ページから 22 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

地域担当

坂本 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

現地は嬉野市街からインターの方に向かった内野部落というところがございます。圃場整備をしたとこの残地みたいなどころがあるわけですが、ここにアパートを作りたいと言うことで、先ほどちょっと問題がありました、地元の協議の上解決しております。建築確認を受け入れるにあたりまして、この道路は、圃場整備のために作った道路でありまして、建築基準法上は、別に図面の南の方ですかね買収してこの道路を接続するという話が合っていましたけど実際はくっついているんですけど、これは建築基準法上の道路ではないと言うことで、この土地を 2メートル接続する土地を求めてあります。着工とか申請については間違いなと思いますので宜しくお願いします。

議 長

班 長

峰 委員、班長としての報告をお願いします。

今、坂本委員が申された通り、こういう状態で畑にするのは、アパートが出来て、景観的にも良いのでないかと思いました。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

所在地は、大字下野 一本杉四 〇〇〇〇番、
地目は田、面積は 202 m² です。
用途目的は、車庫 です。

事由は、申請地は実家に近く、平成 12 年頃より車庫が建設されていました。
当時より現況地目も宅地であり、登記地目を変更するため、非農地証明をお願い
したいということで、始末書も添付されております。
東は水路、西は道路、南は水路、北は堤 です。

図面は 26 ページから 27 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
ここは以前親さんがですね、前の家を今は解いてありますけど、その時車庫と
して作っておられたと思いますけど、以前は畑やったとですけど、非農地にお願
いしたいと言うことで、だされました。今は、〇〇〇〇さんの倉庫として貸して
おられますけど、よろしくお願いいいたします。

議 長
地域担当・班長

峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。
團委員がおっしゃられた通りですね、特に問題は無いと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
当時より現況地目も宅地であると書いてありますが、宅地であった以上はせん
でゆうなかと。現況宅地でしょ。いや地目も宅地でしょ
課税地目も現況地目も宅地です。

事 務 局
委 員
事 務 局

登記地目は
登記地目は田です。勝手に車庫を建てられてて課税じたいはされてて現況も変
わってるんですけど、地目が農業委員会を通さないと変えられないと言うこ
とで。

委 員

現況地目も宅地である現況も宅地よかとやろなて思うて。登記地目は田という
ことですね

議 長
委 員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第 5 号 非農地証明願について 整理番号 1 番については、原案のとおり
非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 2 番です。
申請人は 温泉 3 区の 〇〇 〇〇 様

所在地は、大字下宿 柿ノ木田 〇〇〇〇番、
地目は畑、面積は 185 m²です。
用途目的は、駐車場です。

事由は、申請地は20年以上前より、隣接の宅地（〇〇〇〇）と共に、駐車場として利用していました。当時より現況地目も雑種地であり、登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。

東・西・南は宅地、北は道路 です。

図面は28ページから29ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

坂本 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

現地は図面にありますとおり、JR バス停の隣であります。ここには申請の事由にはですね20年以上と書いてありますけども、私の記憶にある限りでは、農地であったと思います。それから、台帳あたりを見てますと移動をしておりますので、区画整理でこのように出して割り当てをされてから移動が無くてそれから地目だけ変えてなかった土地ではないかと察しております。当然、課税の方も何十年と宅地並みで課税をされております。全然問題は無いと思います。

議 長
地域担当・班長

峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

スクリーンをみただけでは、畑ではなかということとは歴然としております。問題は無いと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 非農地証明願について 整理番号2番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

申請人は 福岡市中央区の 〇〇 〇〇 様

所在地は、大字吉田 原 〇〇〇〇番 外3筆、

地目はすべて畑、面積は 5,363 m²です。

用途目的は、植林です。

事由は、申請地は昭和45年頃植林し、現在に至っております。現況地目も山林であり、登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。

東は山林、西は里道・畑・山林、南・北は山林 です。

